

## 幸区生涯学習推進会議設置要綱

### (目 的)

第1条 川崎市生涯学習推進計画（平成5年3月）並びに幸区生涯学習推進計画（平成5年3月）に基づき、幸区の生涯学習を推進するため、幸区生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所 掌)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 幸区の生涯学習推進体制の整備に関すること。
- (2) 幸区の生涯学習事業の連絡調整に関すること。
- (3) その他幸区の生涯学習推進に関すること。

### (組 織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、幸区長をもって充て、副議長は、副区長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 別表2の委員は区長が委嘱する。
- 5 委員の追加及び変更は、推進会議において決定する。

### (会 議)

第4条 議長は、必要に応じて推進会議を招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 推進会議には、幸区の生涯学習事業の効果的連絡調整のため、実務担当者会議を設置する。

### (関係者の出席)

第5条 推進会議が必要があると認めるときは、会議に関係者又は有識者の出席を要請し、その意見又は説明を求めることができる。

### (運営幹事)

第6条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、推進会議・実務担当者会議に係わる事前の連絡調整を行う。

### (庶 務)

第7条 推進会議の庶務は、生涯学習支援課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成6年3月30日から施行する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

幸区役所日吉出張所長  
幸区役所保健福祉センター所長  
幸区役所こども支援室長  
幸区役所企画課長  
幸区役所地域振興課長  
幸区役所生涯学習支援課長  
幸区役所生涯学習支援課担当課長  
建設緑政局夢見ヶ崎動物公園長  
教育委員会幸図書館長

別表 2

幸区社会福祉協議会事務局長  
こども文化センター（南河原・小倉・幸・南加瀬・下平間・北加瀬）指定管理者  
幸スポーツセンター・石川記念武道館指定管理者